

# 食品による薬物中毒事案の発生

- ❖ 1月29日、東京都から厚生労働省に、兵庫県（1月5日発症）、千葉県（1月22日発症）の有機リン中毒疑い事案の発生について情報提供。
- ❖ 両事案では、発症直前にジェイティフーズ(株)(東京都品川区)が中国から輸入した冷凍ギョウザを喫食。患者の吐瀉物等から有機リン系薬物（メタミドホス）が検出。
- ❖ 翌30日、品川区の検査により、当該冷凍ギョウザは同時期に輸入された同一製造者（天洋食品工場）のものと判明。
- ❖ 同日、東京都の立入検査結果に基づき、厚生労働省及び関係自治体等において、それぞれ本件について公表。

(参考) 天洋食品工場からの輸入量（平成19年1月～平成20年1月）

- ・ 冷凍ギョウザ：1,307トン
- ・ その他の食品：3,800トン

# これまでの対応

## 1. 被害拡大の防止

- ❖ 国民に対する周知
  - ◆ 安全性が確認されるまで摂取しないよう広く国民に周知（1月31日）
  - ◆ 厚生労働省、保健所等に相談窓口を設置（2月1日）
- ❖ 輸入者に対する指導等（1月31日）
  - ◆ 当該製造者の製品の輸入・販売の中止を指導
- ❖ 日本医師会への要請（1月31日）
  - ◆ 適切な診断・治療及び食品による有機リン中毒疑い患者を診断した場合の、速やかな保健所への通報を要請

## 2. 原因究明

- ❖ 捜査関係機関への協力
- ❖ 中国国家質量監督検験検疫総局に調査を依頼（1月30日）
- ❖ 訪中調査団による天洋食品工場の現地調査（2月5日～7日）

## 被害状況(3月31日現在)

- ❖ 有機リン中毒の確定事例は3家族10名(千葉市2名、千葉県(市川市)5名、兵庫県3名)、その他の事例中には、有機リン中毒が疑われる症例の報告はなし

有機リン中毒 確定患者数	調査中の事例数	その他
10 名	0 名	5,915 名

# 中毒事案のメタミドホスの検出状況

## ❖ 千葉県事案

千葉県警発表：未調理残品からメタミドホス検出

- 餃子A 皮：1,490ppm、具：410ppm
- 餃子B 皮：17,680ppm、具：19,290ppm
- 餃子C 皮：10,340ppm、具：4,600ppm

## ❖ 兵庫県高砂市事案

兵庫県警発表：袋、トレー、被害者の胃洗浄液からメタミドホス検出

- 袋の内側8分の1から2.08mg
- トレー底部2分の1から0.384mg
- 被害者2名の胃洗浄液からA男（51歳）：52ppm、B男（18歳）：103ppm

## ❖ 千葉県市川市事案

千葉県警発表：被害者の吐物（吐き出した餃子）からメタミドホスが検出

- 皮：3,580ppm、具：3,160ppm

# その他の加工食品からの検出事例

製品名	製造者(※)	検出内容
炙りトロメ鯖スライス	威海宇王水産食品有限公司 威海金琳水産有限公司	ジクロールボス及びビナレド 2/15 自主検査 (0.14ppm)
青島ニラ肉焼まん	山東仁木食品有限公司	メタミドホス 2/19 大阪市 検体1：製品全体 (0.51ppm) 具 (0.59ppm) 皮 (0.25ppm) 検体2：製品全体 (0.64ppm) 具 (0.49ppm) 皮 (0.22ppm)
レンジDEロールソース かつ アスパラガス入り (200g 8個入り)	清清仁木食品有限公司	ホレート 2/20 自主検査 (1.2ppm)
子持ちししゃも	威海中胜水産食品有限公司	ジクロールボス及びビナレド 2/20 自主検査 (0.04ppm)

※ 当該製造者が製造した食品については、輸入の都度、貨物を保留の上、ジクロールボス、ホレート及びメタミドホスに係る自主検査を実施するよう指導

# 食品による薬物中毒事案の再発防止策 ①

食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ(2月22日)

## ❖ 情報の集約・一元化体制の強化

- ◆ 自治体に対し、**犯罪性の有無にかかわらず**、国へ報告するよう要請（2月1日通知、2月14日全国主管課長会議開催）
- ◆ 保健所における**24時間、365日体制の確保等**の要請（2月25日通知）
- ◆ 食中毒発生時の自治体から国への速報対象事件に、**重篤な有害事象が発生した場合、化学物質に起因する場合**を追加（4月22日施行）
- ◆ 関係府省に**食品危害情報総括官**を指名（2月29日）
- ◆ **食品保健総合情報処理システムの活用**（システムの基本設計を実施済み）
- ◆ 管理運営基準ガイドラインに**健康被害や法違反に関する情報の保健所への報告**を追加（4月22日通知）

# 食品による薬物中毒事案の再発防止策 ②

食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ(2月22日)

## ❖ 輸入加工食品に関する安全確保策の強化

- ◆ 二国間協議及び検証のための査察の実施体制の強化（原因究明結果を踏まえ順次実施）
- ◆ 在中国日本大使館における食品安全担当官の駐在（20年3月）
- ◆ 検疫所の食品衛生監視員の増員、検査機器整備等による監視体制の強化
- ◆ 冷凍加工食品の輸入時検査の開始（2月22日～6月3日現在、666検体について検査を実施し、違反なし）
- ◆ 輸入業者の輸出段階における自主管理ガイドラインの策定（6月5日公表、6月16日～27日に全国で説明会を開催予定）
- ◆ 輸入業者の自主管理、検疫所の監視強化に資する加工食品の残留農薬検査法の検討開発（工程表に基づき順次実施）

# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要①

## ❖ 第1 趣旨

本ガイドラインは、有毒、有害物質等の混入防止に加え、輸入食品監視指導計画で輸入者に対し求めている加工食品に関する基本的指導事項について、さらに具体化し、輸入加工食品の自主衛生管理の推進を図り、安全性の向上を図ることを目的とする。

## ❖ 第2 対象

海外の製造者と直接契約して対日輸出製品を製造し、輸入する輸入者のほか、加工食品の輸入者全般を対象とする。なお、海外の製造者と直接的な製造委託契約関係にない輸入者にあっても、輸出業者等を通じて、本指針に示す事項を製造者に確認するよう努めることとする。



# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要②

## ❖ 第3 確認体制

輸入者は、必要な知識及び技術を有する責任者及び担当者を置いて本指針に示す事項の確認を行う。

## ❖ 第4 確認事項

輸入者は、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況、製造者の衛生管理の水準等を勘案して、輸入しようとする加工食品の製造者に対し、以下に示す事項について、文書による確認のほか、現地調査、駐在員の設置、試験検査の実施により確認を行う。

### 1 輸入開始前

- (1) 輸出国における法規制の遵守
- (2) 製造施設の施設設備の水準の国内基準との同等性
- (3) 製造施設の衛生管理の水準の国内基準との同等性、HACCP導入の推奨

# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要③

## 2 原材料の受け入れ段階

- (1) 納入ロット毎の規格基準への適合確認
- (2) 定期的な試験検査による確認
- (3) 異物混入が明らかな原材料の受け入れ停止
- (4) 輸出国行政機関又は国内検査機関での検査実施
- (5) 原材料毎の適切なロット管理

## 3 製品の製造・加工段階

- (1) 衛生管理体制の整備・有毒、有害物質の混入防止対策の徹底
- (2) 食品衛生に関する責任者の設置
- (3) 定期的試験検査による最終製品の規格基準への適合確認
- (4) 製品毎の適切なロット管理

## 4 製品の保管・運搬・流通段階

- (1) 製品の保管、運搬及び流通時の衛生確保・有毒、有害物質の混入防止対策の徹底
- (2) その他確認事項

# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要④

## ❖ 第5 回収・廃棄

### 1 回収手順の策定

輸入者は、輸入食品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合、消費者に対する健康被害の未然防止の観点から、問題製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収方法、関係行政機関への報告等の手順を定めること。

### 2 廃棄措置

輸入者は、回収製品について廃棄等の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。なお、回収製品は通常製品と明確に区別して保管し、関係行政機関の指示に従い適切に廃棄等の措置を講ずること。

### 3 公表

輸入者は、回収等に際して、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する情報の公表について考慮すること。

# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要⑤

## ❖ 第6 その他

### 1 わが国の食品衛生規制の周知等

輸入者は、製造者に対し、わが国の食品衛生規制の周知を図るとともに、国内外における同様食品の違反事例等を随時情報提供し、必要に応じて改善を図ること。

また、必要に応じて現地施設に技術者等を派遣し衛生指導等を行い、技術、知識、意識レベルの共有化を図ること。

### 2 適正表示

輸入者は、自らが輸入する食品の表示内容が日本国内の関係法令の基準に適合するよう管理するとともに、必要に応じて関係行政機関等に事前に照会等し、確認を行うこと。

# 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン) 概要⑥

## 3 記録の作成及び保存

輸入者は、自らが輸入した食品の流通状況についての確認が常に行えるよう、当該食品に関する輸入時の記録、販売時の記録等の適正な作成及び保存に努めること。

## 4 試験検査

輸入者は、試験検査の実施及びその結果の取扱いに当たっては、正確さ及び精度等において信頼性が確保されていることを確認すること。

❖ 厚生労働省ホームページ(参考法令等へのリンクあり)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1ah.html>

(※ガイドラインの英語版については近日中に掲載予定)

# 參考資料

# 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ①

## 食品安全基本法(平成15年法律第48号)

### ❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

### ❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の…、輸入、…を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。



# 輸入食品の安全確保に関する法規制 と関係者の責務 ②

## 食品衛生法(昭和22年法律第233号)

### ❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

### ❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。